

議案第83号

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年6月12日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に係る事業」を「の内容」に、「に掲げる基準に」を「のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ア) この条例その他生活環境の保全を目的とする法令又は条例の規定に違反したこと。

- (イ) (ア)に掲げる法令又は条例の規定に基づく処分に違反したこと。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと。
 - (エ) 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと。
 - (オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したこと。
- エ 第11条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消の処分に係るつくば市行政手続条例（平成9年つくば市条例第51号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- オ 第11条第1項の規定による命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合には、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。）
- カ 事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
- ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者
のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第11条第1項に次の1号を加える。

(4) 第6条第1項第5号アからサまでのいずれかに該当するに至った者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のつくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けている者は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後のつくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けたものとみなす。

3 施行日前にされた改正前の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定により改正後の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けたものとみなされた者に対する改正後の条例第11条第1項の規定による許可の取消し又は事業の停止の命令若しくは原状回復の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)—(4)（略）</p> <p><u>(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>(ア) この条例その他生活環境の保全を目的とする法令又は条例の規定に違反したこと。</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる法令又は条例の規定に基づく処分に違反したこと。</u></p> <p><u>(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと。</u></p> <p><u>(エ) 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと。</u></p> <p><u>(オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したこと。</u></p> <p><u>エ 第11条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係るつくば市行政手続条例(平成9年つくば市条例第51号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</u></p>	<p>第1条—第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)—(4)（略）</p>

オ 第11条第1項の規定による命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

カ 事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 （略）

第7条—第10条 （略）

（監督処分）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、又は事業の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて生活環境の確保及び災害の防止のための必要な措置を採ること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1)—(3) （略）

(4) 第6条第1項第5号アからサまでのいずれかに該当するに至った者

2 （略）

第12条 （以下略）

2 （略）

第7条—第10条 （略）

（監督処分）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、又は事業の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて生活環境の確保及び災害の防止のための必要な措置を採ること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1)—(3) （略）

2 （略）

第12条 （以下略）